

# 地域未来投資促進法について

## <内容>

- ①地域未来投資促進法の概要
- ②第2期静岡県基本計画（案）の概要
- ③地域経済牽引事業計画作成のメリット

# ①地域未来投資促進法の概要

## 地域未来投資促進法の目的

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進すること

## 基本計画と地域経済牽引事業計画の関係

県・市町：対象となる区域、経済的効果に関する目標等を定めた『基本計画』を策定 ⇒ 国が同意

事業者：『基本計画』に基づき、地域特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことで、地域の経済活動を牽引する事業の計画『地域経済牽引事業計画』を作成

⇒ **県知事**（一部は市町長）が承認

## 地域経済牽引事業計画の要件

### (1) 地域の特性を生かすものであること

ものづくりや観光など、県や市町が「基本計画」で定める地域の特性及び活用戦略に合致する事業であること

### (2) 高い付加価値を創出するものであること

県・市町が「基本計画」で定める基準額以上の付加価値額を創出すること

### (3) 地域の事業者への経済的効果を有すること

売上げ・地域取引額・雇用者数・給与総額といった県・市町が「基本計画」で定める基準を満たすこと



## 県内の基本計画案(R6年度)

- 静岡県（県内全域）：第2期静岡県基本計画
- 静岡市（市内全域）：第2期静岡市地域基本計画
- 浜松市（市内全域）：第2期静岡県浜松市基本計画
- 牧之原市（市内全域）：牧之原市基本計画（R7年度末まで）



ファルマバレーセンター

次世代自動車センター浜松  
(分解部品ベンチマークルーム)

AOI-PARC

# ②第2期静岡県基本計画（案）（R6.4～R11.3）の概要

## 計画のポイント

本計画では、医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F 関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、お茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野、富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野などの多様な分野への地域企業の進出を支援し、持続的な産業成長を実現する。

## 促進区域（県内全域）

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

## 経済的効果の目標

1件あたり1.32億円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を60件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で103億円の付加価値を創出することを目指す。

## 地域経済牽引事業の承認要件

### 【要件1：地域の特性を活用する（①～⑥のいずれか）】

- ① 県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F 関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野
- ③ 県内のI o T、A I、I C T技術等を活用したデジタル分野
- ④ 県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ⑤ 県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥ 県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

### 【要件2：高い付加価値を創出する】

- ・付加価値増加分：5,411万円超

### 【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれる】

- 売上げ：12%増加
- 雇用者数：3%増加
- 雇用者給与等支給額：12%増加

# ③地域経済牽引事業計画策定のメリット

## 地域未来投資促進税制

経済産業省HPより

- ▶ 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- ▶ 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

### STEP 1：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

### STEP 2：国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和6年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

#### ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

##### 【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

##### 【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造  
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

### 課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

### 税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
  2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
  3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象ではありません。
  4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

### 〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

- ⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上  
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

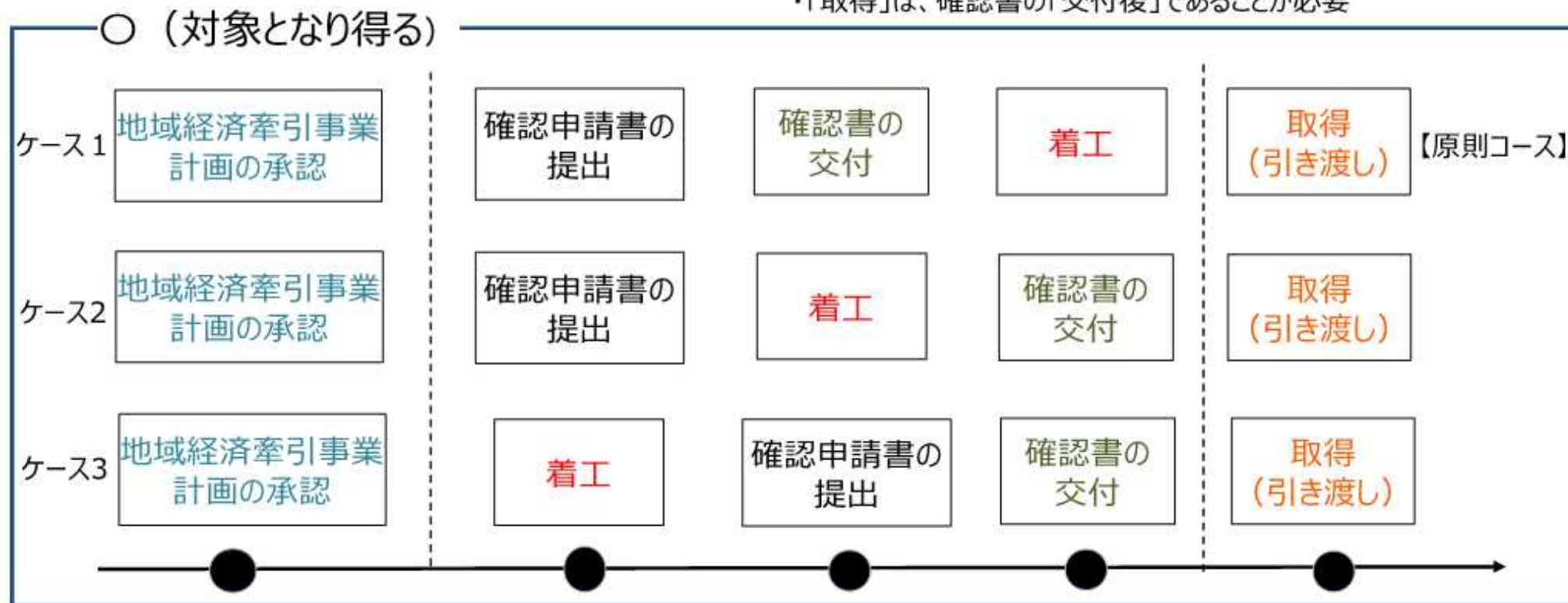
※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

# ③地域経済牽引事業計画策定のメリット

## (参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

東北経済産業局HPより

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要



## × (対象とならない)

